福島県　猪苗代町
（コード　07408）

普通徴収仕切紙

整理番号

事業所名	

特別徴収できない（普通徴収）理由

普通徴収の方がいる場合、下記の該当欄に人数を記入の上、該当する方の給与支払報告書（個人別明細書）をこの仕切紙の後ろに取りまとめてください。

理由区分	特別徴収できない（普通徴収）理由	人　数
A	給与の支払いが不定期	名
B	他の事業所で特別徴収（乙欄該当者）	名
C	事業専従者（毎月給与支払いの場合を除く）	名
D	毎月の給与が少なく個人住民税を特別徴収しきれない	名
E	令和９年５月３１日までに退職する予定	名
F	退職者	名
	※合　計	名

※総括表報告人員欄の普通徴収者と退職者の合計と一致しているか確認してください。

【 重 要 】

※仕切紙の添付がない場合は、全従業員が特別徴収の対象になります。

※普通徴収に該当する従業員の摘要欄に、上記理由区分Ａ～Ｆを記入してください。

給与支払報告書の綴り方

猪苗代町への報告人員		
	①特別徴収（給与差引）	2　名
	② 退 職 者	4　名
	③普通徴収（本人納付）	3　名
	合　計（①+②+③）	9　名

＝

特別徴収
退 職 者
普通徴収

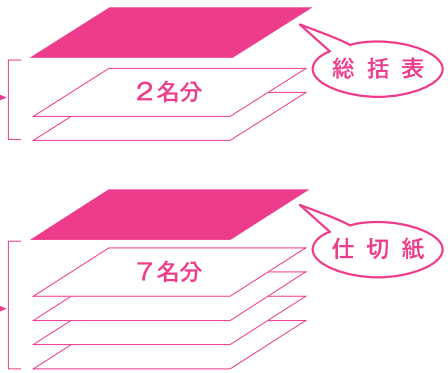

切り離してご提出ください

⑨ 給与支払報告書（総括表）

※提出期限　令和９年２月１日（厳守）

※ 指 定 番 号	※

猪　苗　代　町　長

令和　　年　　月　　日提出

給与支払者の個人番号又は法人番号															
給与支払者の所在地	〒													事業種目	
														受給者総数	名
フリガナ														猪苗代町への報告人員 ①特別徴収（給与差引）	名
給与支払者の名称又は氏名														②退職者	名
														③普通徴収（本人納付）	名
														合計（①+②+③）	名
代表者の氏名														年末調整について 事業所として他社分給与（前職分）を合算して年末調整していますか？	
電話番号														はい	いいえ
連絡者の所属及び氏名	所属　　氏名													給与の支払方法及びその期日	
会計事務所等の名称	TEL（　　）　－													納入書 特別徴収用の納入書	
														必要	不要

◆所在地や名称の変更・誤りがございましたら、朱書きで訂正してください。

総括表記入上の注意点について

1　猪苗代町から送付された総括表以外の様式で提出する場合は、この総括表に記載されている指定番号を記入してください。

2　「受給者総数」欄には、１月１日現在の従業員の総人員数を記入してください。

3　「猪苗代町への報告人員」欄には、猪苗代町における給与支払報告書（個人別明細書）を提出する方の総人員数を記入してください。

4　「年末調整」欄について、〇の記入がなく、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に他社分給与（前職分等）の記入もない場合は、合算していないものとします。なお、他社分給与を含む場合は、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に前職の事業所名、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額、退職年月日を記入してください。

5　「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記入してください。

6　「納入書」欄について、〇の記入がない場合は、「必要」に記入したものとします。（特別徴収対象者がいない場合は、納入書を送付しません。）

給与支払報告書に関するお知らせ

1　電子データによる給与支払報告書の提出について

令和９年１月１日以降の提出分より、給与支払報告書の電子申告(eLTAXまたは光ディスク等)による提出義務基準が引き下げられ、基準年(前々年)に給与所得の源泉徴収票を税務署へ30枚以上提出している場合は、電子申告による提出が必要となりました。

また、令和９年１月以降、給与支払報告書を市区町村に提出した場合には、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、給与所得の源泉徴収票を税務署へ別途提出する必要がなくなりました。

給与支払報告書以外にも、次の個人住民税の特別徴収に関する手続きについて、eLTAXを利用した電子申告が可能です。

- ○　給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ○　普通徴収から特別徴収への切替申請書
- ○　特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

2　マイナンバー（個人番号）の記載について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、給与支払報告書を提出する場合には①～④の記載が必要になります。

① 給与等の支払いを受ける者（従業員）の個人番号
② 控除対象配偶者の氏名及び個人番号
③ 扶養親族の氏名及び個人番号
④ 給与等の支払いをする者（事業主）の個人番号又は法人番号

切り離してご提出ください

給与支払報告書の提出について

１．提出期限

令和９年２月１日(月)まで

２．提出するもの

（１）総括表

該当者がいない場合でも、その旨記入して提出してください。

※eLTAXで提出する場合は、紙の総括表を提出する必要はありません。

（２）個人別明細書

１人につき１枚提出してください。

３．該当者

令和９年１月１日現在の住所地が猪苗代町にある次の方

（１）令和９年１月１日現在の従業員で令和８年中に支払われた給与がある方（パート、アルバイトを含む）

（２）退職者で令和８年中に支払われた給与がある方

４．留意事項

・特別徴収できない方がいる場合は、この用紙の裏面「普通徴収仕切紙」を使用し、特別徴収と区分して提出してください。
・給与支払報告書を特別徴収で提出した後に、退職、休職などの異動がありましたら、速やかに異動届出書を提出してください。
・作成を会計事務所等へ委託する場合は、この総括表を委託先へお渡しください。

〒969-3123　福島県耶麻郡猪苗代町字城南100
猪苗代町役場　税務課
電話　(0242)62-2113(直通)